

中央区まるごとミュージアム 新規参加事業者を募集します



本区の豊かな文化を区民の皆さんや来訪者の方々に楽しみながら知っていただくため、「中央区まるごとミュージアム」を開催しています。このイベントに新たに参加を希望する事業者を募集します。

「まるごとミュージアム」開催日時
11月5日(日)
午前10時～午後4時

対象事業者
区内で継続的に文化事業を実施しており、広く区民や来訪者に向けて文化を発信している団体

対象事業
事業者自らが区内で企画・実施する、営利を目的としない原則無料の文化事業

- ・ 展覧会や発表会、ワークショップなど
- ・ 通常休館のところ、当日に限り特別に開館するもの
- ・ 通常有料のところ、当日に限り特別に無料で開催するものなど

募集期間
4月11日～28日(消印有効)

応募書類

事業企画書(趣旨・目的、事業の概要、事業主体、過去の事業実績が記載されたもの)A4判2枚程度(様式自由)

提出方法

応募書類を郵送または持参

決定

応募書類を審査し、参加事業者を決定します。結果は、5月中旬ごろに連絡します。

☎文化・生涯学習課文化振興係
☎(3546)5346

地域の 子育てを応援 家庭教育学習会の 企画募集説明会

日時
5月8日(月)
午前10時～11時30分

会場
区役所8階大会議室

対象
幼稚園・小・中学校PTA、地域の団体

内容
令和5年度に中央区地域家庭教育推進協議会と共催で行う家庭教育学習会の企画を募集します。対象事業

は、家庭教育に関する講演や、子育てに対する知識を深める学習会などです。協議会は、企画・運営に関する助言や講師謝金などの経費負担を行います。

申し込み方法
4月24日までに電話で申し込む(受け付けは平日午前9時～午後5時)。

☎中央区地域家庭教育推進協議会事務局(文化・生涯学習課内)
☎(3546)5526

令和5年度

国民健康保険料の料率など決定

令和5年度の国民健康保険料は、次のとおり算定し、6月に各世帯へ決定通知を郵送します。

支払いは、6月～令和6年3月の計10回です。

保険料算定の仕組み

国民健康保険料には①基礎分②支援分③介護分(40～64歳の方)の3区分があり、それぞれの「均等割額」「所得割額」を算出します。これらの合

計額が世帯の年間保険料です(詳しくは別表のとおり)。

◎保険料は、前年中の所得を基に算出しています。収入が無い方や収入が少なく確定申告不要の方も、住民税の申告をしていただくことで保険料が軽減される場合があります。

☎保険年金課資格係
☎(3546)5362

別表

	均等割額 加入者全員に一律にかかります	所得割額 加入者の前年中の所得に応じて かかります	1世帯 最高限度額
①基礎分	45,000円/1人	賦課の基となる所得×7.17%	65万円
②支援分	15,100円/1人	賦課の基となる所得×2.42%	22万円
③介護分 (40歳～64歳の方のみ)	16,200円/1人	賦課の基となる所得×2.07%	17万円

◎賦課の基となる所得＝総所得金額等-住民税基礎控除額

中央区 国民 健康保険

「データヘルス計画」 保健事業を実施します

区では国民健康保険に加入している方を対象に、健康寿命の延伸や生活習慣病重症化予防対策として、レセプト(診療報酬明細書)データと特定健診結果などを分析し、健康に関わる保健事業を下記のとおり実施します。

なお、委託先の保健師などから電話で参加の案内、受診の確認などの連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
生活習慣病治療中断者および健診異常値放置者受診勧奨事業

生活習慣病の受診歴がある方で治療中断が確認された対象の方には5月に、健診結果に基準値を超える数値があった方で医療機関未受診の方には5月と8月に受診勧奨の案内を

郵送します。

糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病で医療機関へ通院中の方に対し、保健師、管理栄養士などの専門職が糖尿病の重症化を予防するための相談支援を行います。6月に対象の方へ郵送でご案内します。

受診行動適正化指導事業

1カ月に多数の医療機関を受診している方、同じ薬を複数の医療機関からもらっている方に対し、医療機関のかかり方などについて、保健師などの専門職が相談や助言を行います。6月に対象の方へ郵送でご案内します。

☎保険年金課給付係
☎(3546)5361

二十歳のつどい実行委員会 メンバー募集

「二十歳のつどい」の企画・運営を行う方を募集します。対象者には案内はがきを送付しましたのでご覧ください。

対象
区内在住で平成15年4月2日～平

成16年4月1日に生まれた方

☎文化・生涯学習課青少年係

☎(3546)5305

FAX(3546)9556

☎b-syogai_03@city.chuo.lg.jp

東京都シルバーパスのご案内(4月～9月新規購入者)



満70歳以上の都民の方は、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、都電、都内民営バスなどが利用できる「東京都シルバーパス」を購入できます。有効期間は発行日から令和5年9月30日(土)までです。

購入方法

満70歳になる月の初日から、馬喰横山駅、東京駅、門前仲町駅、浅草橋駅などにあるシルバーパス発行窓口で手続きができます。

費用

①住民税が課税の方(③を除く)

10,255円(4～9月に購入する場合に限る)

②住民税が非課税の方 1,000円

③住民税が課税の方で、税法上の合計所得金額が135万円以下の方(経過措置) 1,000円

必要書類

- ・ 全員
本人確認書類(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ・ ②に当てはまる方
住民税が非課税であることを確認できるもの

③に当てはまる方
税法上の合計所得(※)が135万円以下であることを確認できるもの(※)長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得から特別控除額を控除して得た額を用います。

◎原則として令和5年度の書類が必要ですが、令和5年度住民税の賦課決定が行われるまでの期間は令和4年度の書類で代用できます。

◎詳しくは☎でご確認いただくか、

お問い合わせください。

☎(一社)東京バス協会シルバーパス専用電話

☎(5308)6950

(土・日曜日、祝日・休日を除く、午前9時～午後5時)

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課振興担当

☎(5320)4275



◀(一社)東京バス協会